

雇用された者が入社日以後 3 か月以内に、自己都合による退職または雇用主の就業規則に基づき解雇に至った場合は、当法人は雇用主より受領した消費税を除くサービス利用料の 30 %を返還します。

ただし、雇用された者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに雇用主の雇用された者に対する処遇及びその他の労働条件が雇用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではありません。